

障害者を多数雇用する事業主の方へ 税制優遇制度のご案内※

※【令和3年4月現在】要件等が変更になる場合がありますのでご注意ください。

障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用することができます。

法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置が受けられますので、ご確認をお願いします。

利用できる税制優遇制度

- 1 機械等の割増償却措置（法人税・所得税）
- 2 助成金の非課税措置（法人税・所得税）
- 3 事業所税の軽減措置
- 4 不動産取得税の軽減措置
- 5 固定資産税の軽減措置



事務手続き

- 上記1、3（資産割のみ）、4、5の税制優遇制度を利用する場合は、要件を満たしているかどうかの確認が必要です。最寄りのハローワークで、要件確認の手続きをしてください。要件を満たしている場合には、証明書が交付されます。
- 証明書は、税務署や都道府県税事務所で税の申告をする際、求めに応じて提示してください。

税制優遇制度の概要

1 機械等の割増償却措置（法人税・所得税）

適用期限：令和4年3月31日

次のいずれかの要件を満たす事業主が、減価償却を行う際、その事業年度、またはその前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作、建設した機械や設備など（障害者が労働に従事する事業所にある資産に限る※）を、普通償却限度額に加えて、12%の割増償却をすることができます。

※ 障害者が労働に従事する事業所にある資産とは、障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械と装置をいう。（例：工作機械、印刷機械、食料製造機械など）

減価償却と割増償却

法人等が取得した業務に用いる機械や装置は、一般的には時の経過等でその価値が減るので、「減価償却資産」と呼ばれます。減価償却資産の取得に要した金額は、取得したときに全額を必要経費（課税所得から除外）にするのではなく、当該資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費として取り扱います。このため、当該資産は一定の方法で各年分の必要経費として配分する手続きをとります。

なお、使用可能期間は、資産の種類で異なり、財務省令の別表に法定耐用年数を定めています。

例) 毎年度の所得金額が5000万円のA社が、令和3年度に1億円の食料品製造業用設備（耐用年数10年）を取得した場合
 $5000\text{万円（所得金額）} - 1000\text{万円（毎年の減価償却費）} = 4000\text{万円（課税標準額）}$
 $4000\text{万円} \times 15\% \text{（税率）} = 600\text{万円（法人税額）}$
（令和3年度から令和12年度まで同じ。）

他方、割増償却措置の適用を受けることで、減価償却資産の取得後まもない期間は、法人税が軽減され、事業の資金繰りがしやくなるなどのメリットがあります。

上記の例の場合に、この措置を受けると以下ようになります。

令和3年度から令和10年度までの法人税額：
 $5000\text{万円} - 1120\text{万円}^* = 3880\text{万円（課税標準額）}$
 $3880\text{万円} \times 15\% = 582\text{万円（法人税額）}$
※ 通常の減価償却費1000万円 + 割増償却分120万円

▶▶ 割増償却をしない場合に比べ**1年度あたり18万円の法人税が軽減されます。**

ただし令和11年度以降は、この措置が終了し、令和12年度には減価償却資産額の残額がなくなるので、以下ようになります。

令和11年度：減価償却資産額の残高1040万円→法人税額594万円
令和12年度：減価償却資産額の残高0円→法人税額750万円（課税標準額5000万円）

▶▶ 10年間の法人税の総額（6000万円）は変わりません。

税制優遇制度の概要

■ 対象となる事業主の要件

次のいずれかの要件を満たす事業主

- ①労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上※¹
- ②雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が25%以上※¹

※¹ 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント（ダブルカウント）
重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

例) 従業員の内訳が以下のような企業の場合

週の所定労働時間：30時間以上30人 20時間以上30時間未満（短時間労働者）10人
重度障害者の人数：短時間労働者以外（ア）3人 短時間労働者（イ）2人
重度以外の障害者：短時間労働者以外（ウ）10人 短時間労働者（I）が4人

$$\text{障害者の割合} = \frac{3(\text{ア}) \times 2 + 2(\text{イ}) + 10(\text{ウ}) + 4(\text{I}) \times 0.5}{30 + 10 \times 0.5} \times 100 \div 57.1\% \text{ (障害者20人)}$$

- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上※²、かつ雇用障害者に占める重度障害者※³の割合が55%以上※²

※² ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※³ 重度身体・重度知的・精神障害者

例) ある企業の従業員の内訳が以下のような場合

短時間労働者以外の障害者：15人（うち重度障害者、精神障害者が合計10人）
短時間労働者の障害者：10人（うち重度障害者、精神障害者が合計5人）

- ・ 障害者数 = $15 + 10 \times 0.5 = 20$
- ・ 雇用障害者に占める重度障害者の割合 = $\frac{10 + 5 \times 0.5}{15 + 10 \times 0.5} \times 100 = 62.5\%$

2 助成金の非課税措置（法人税・所得税）

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金※の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分は、圧縮記帳により損金算入（法人税）、または総収入金額に不算入（所得税）とすることができます。

※障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

税制優遇制度の概要

3 事業所税の軽減措置

適用期限：なし（恒久措置）

■ 資産割

障害者を多数雇用する事業所の事業主が、「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業の事業所税（資産割）の、課税標準となるべき事業所床面積の2分の1相当を控除できます。

$$\text{事業所税（資産割）} = 2,000\text{m}^2 \times 600\text{円/m}^2 \text{（税率）} \times 1\text{年} = 120\text{万円}$$

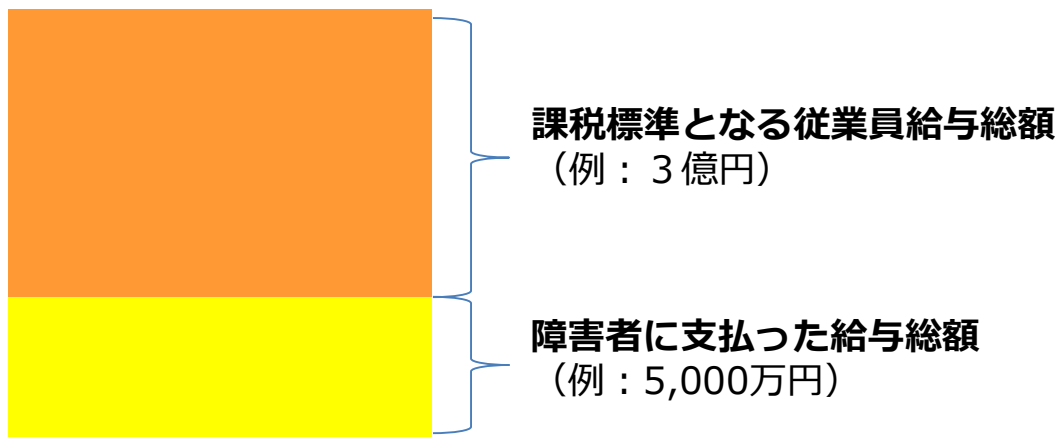
▽

$$\text{事業所税（資産割）} = 2,000\text{m}^2 \times 1/2 \times 600\text{円/m}^2 \times 1\text{年} = 60\text{万円}$$

■ 従業員割

事業所税（従業員割）の課税標準となるべき従業員給与総額の算定で、障害者に支払う給与総額を控除できます。

例) 事業所が全従業員に支払った給与の総額（3億5千万円）



$$\text{事業所税（従業員割）} = 3\text{億円} \times 0.25\% \text{（税率）} = 75\text{万円}$$

（全従業員が障害者ではない場合は、87.5万円）

※資産割は以下の要件を満たす必要があります。
従業員割は特に要件はありません。

■ 対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が10人以上^{※1}で、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上^{※2}

※1 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

税制優遇制度の概要

4 不動産取得税の軽減措置

適用期限：令和5年3月31日

障害者を多数雇用する事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上、事業用に使用した場合、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の10分の1相当額に税率を乗じた額が減額されます。

例) 課税標準となるべき価格が6,000万円の事業用施設を、取得後3年以上、事業用に使用した場合

$6,000\text{万円} \times 4\% \text{ (税率)} = 240\text{万円}$ (軽減措置前の税額)

$240\text{万円} - (6,000\text{万円} \times 1/10 \times 4\%) = 216\text{万円}$ (軽減措置後の税額)

■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上※

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

5 固定資産税の軽減措置

適用期限：令和5年3月31日

障害者を多数雇用する事業所が重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合、その施設の固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から取得価格の6分の1に障害者雇用割合と税率を乗じた金額が減額されます。

例) 課税標準となるべき価格が6,000万円の事業用施設を取得した場合で、雇用している障害者が20人で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%のとき

$6,000\text{万円} \times 1.4\% \text{ (標準税率)} = 84\text{万円}$ (軽減措置前の税額)

▽

$84\text{万円} - (6,000\text{万円} \times 1/6 \times 50\% \times 1.4\%) = 77\text{万円}$ (軽減措置後の税額)

■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上※

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

要件確認の手続きについては最寄りのハローワークに、制度については、最寄りの税務署または都道府県税事務所にお問い合わせください。